

## 資料 労基署が行うべき無給医の調査方法について

通常の労働基準監督官は、職員名簿や賃金台帳、タイムカード等をもとに労基法違反を調査するが、無給医は職員として扱われておらず上記資料が存在しない（記載されていない）場合が多いため、通常の調査では見逃されてしまう可能性が高い。一方、医師が保険診療を行う場合には、病院に保険医として登録しなければ、診療報酬を請求することができないため、無給医であっても診療を行うものは保険医登録されているはずである。また、保険請求のレセプトには医療行為を行った医師の名前が記載されている。さらに、外来体制や当直体制、医師が行う必要がある検査体制に関しては、1カ月単位、少なくとも週単位のスケジュール表が存在する。

他方、仮に職員として扱われていても、違法な低賃金で診療等に従事させられている場合もある。これらのことから以下の点に留意して調査を行うことが重要であると考えられる。

### 1、大学院生の調査

大学院生であっても保険診療は労働に該当することに十分留意の上、

- ①大学院生の名簿と契約書の有無、契約内容の確認を行う。
- ②大学院生の診療への従事状況と労働時間の報告を求め、診療科の外来体制表、当直体制表、検査体制表、レセプト等で確認を行う。
- ③無作為に当事者に聞き取りを行い調査結果が正確であることを確認する。

### 2、その他の無給医の調査

- ①職員名簿・大学院生名簿と保険医登録の名簿と比較し、保険医登録されながら職員名簿・大学院生名簿にない医師を同定する。
- ②職員名簿にない医師が保険医登録されている理由と診療状況を報告させる。
- ③無給医の可能性がある場合には、これを確認するために所属する診療科の外来体制表、当直体制表、検査体制表、レセプト等と照らし合わせて、保険診療を行っているか調査する。
- ④無給医の可能性が高い場合には、無作為に当事者に聞き取りを行い調査結果が正確であることを確認する。

### 3、違法な低賃金の医師の調査

- ①賃金月額が低額（例えば20万円以下）の医師を賃金台帳より選出し契約内容を確認する。また、客観的な労働時間を報告させ適切な賃金が支払われているか確認する。
- ②違法が疑われる場合は無作為に当事者に聞き取りを行い、労働実態を確認する。

以上の調査により、悪質な違法が認められた場合は大学名を公表し送検すべきであるとする。なお、診療行為に対する保険請求を他の医師の名義で請求している場合は、悪質な不正請求があるとして厚生局に通知する必要がある。

以上